

## 生ごみ処理機器等購入費の一部を補助します！

立川市では、市民の皆さんのごみ減量意識の向上と生ごみの減量を目的に、生ごみ処理機器等の購入費の一部を助成しています。

制度の概要		
種類	生ごみ堆肥化容器	生ごみ処理機器
補助対象者	①立川市に住所があり、居住していること ②購入した生ごみ処理機器等を良好な状態で管理できること ③市税の滞納がないこと	
対象機器	販売店、メーカーは問いません（領収書が発行できれば、インターネットでの購入も可）	
	土の中の微生物等の活動を利用し、生ごみを自然発酵及び分解することにより、生ごみを処理する容器 ＊中古品は除く 生ごみ堆肥化容器（例）	微生物の利用または温風等で乾燥させることにより、生ごみを処理する機器（デスポーザーは除く） ＊中古品は除く 生ごみ処理機器（例）
		
補助の範囲	1世帯あたり2基	1世帯あたり1機
補助金額	購入価格（本体価格）の1/2（ただし、下記のとおり限度額の設定あり） ＊別売付属品・送料などは除く	
限度額	3,000円	25,000円
申請期限	購入から3ヶ月以内	
その他	生ごみ堆肥化容器と生ごみ処理機器の併用は可能です	

生ごみ処理機器と言ってもさまざまなタイプがあります。種類によって処理能力に違いがあったり、屋内設置型・屋外設置型や電動式・非電動式、またはランニングコスト（電気代や補助材費など）がかかるものなど・・・

どのタイプが合うのか、よく調べてから購入することをお勧めします。

どの機種も共通して言えることは、生ごみの水切りが重要です！水切りを怠ると、処理能力が低下したり、電気料金がかかるなど、余計な手間やお金がかかります。



補助金申請手続きの流れ（予算の範囲内で交付を行っておりますので、ご注意ください）

まず、購入を考えている機種が補助金制度の対象になるか確認をしてください。

①生ごみ処理機器等の購入

希望の機器を購入してください。

\*その際、本体価格が分かる領収書(\*1)と製造メーカー、型式・型番（取扱説明書の写し等）がわかる書類を受け取ってください。

②必要書類の提出

a) 申請書 b) 領収書原本(\*1) c) 取扱説明書の写し等(表紙のみ)  
d) 請求書を揃えてごみ対策課へ提出してください（郵送可）。

\*用紙は、市ホームページからダウンロードするか、  
ごみ対策課へご連絡いただければ郵送いたします。

\*市ホームページ  
生ごみ処理機ページ  
QRコード→



③補助金の振込み

審査が終了したら、補助金交付決定通知書を郵送します。

後日、補助金をご指定の金融機関の口座に振込みます。

注意！

◎領収書について(\*1)

- ・領収書には①購入者名②メーカー、型番③本体価格④消費税、送料などの内訳⑤購入日⑥購入店名の記載があるか確認をしてください。
- ・インターネットを利用して購入する場合、領収書が発行できるか、確認をしてから購入してください。

◎本体購入価格について

- ・本体購入価格は税込の金額です。
- ・領収書を確認のうえ、送料等を除いた金額を記入してください。
- ・本体購入価格についての限度額はありますが、補助額については限度額があります。

◎補助の限度額について

- ・購入価格の1/2であっても、金額の上限が設定されているので、常に購入価格の1/2で満額補助されるとは限りません。

※家電量販店やインターネット等のポイントを使用して購入された場合、ポイント使用部分は補助対象外となります。

※電動式はヒーター等で消費する電気代についてもご確認を。

送付先・問合せ先

〒190-0034 立川市西砂町4丁目77番地の1

立川市環境下水道部 ごみ対策課家庭ごみ減量係

電話 (042) 523-2111 内線6748

FAX (042) 531-5800